

新発田市建築基準法施行細則

第18条（角敷地等の指定）

に関する取扱い

新発田市建築基準法施行細則

第18条に関する取扱い

(角敷地等の指定)

第18条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 各道路の幅員が4メートル以上であってその内角が120度以下の2道路よりなる角敷地で、その道路に接する部分の長さの和が敷地周囲の3分の1以上のもの
2. 各道路の幅員が4メートル以上の2道路の間にある敷地で、その道路に接する部分の長さの和が敷地周囲の4分の1以上のもの
3. 公園、広場、川(川幅が4メートル以上のものに限る。)その他これらに類するものに前2号に準じて接するもの

新発田市建築基準法施行細則

第18条に関する取扱い

法第42条第1項各号に規定する道路と同様に、これらの土地には原則として建築物が建たないことが前提であり、将来に亘って空地が確保させる場合にのみ適用する。

公園	都市公園に限る（街区公園は除く）
広場	駅前広場
川	河川、水路（都市下水道、用水道、法定外水路も含む）
その他これらに類するもの	法定外道路（赤道、農道（ただし、ほ場整備等により、将来的に空地が担保できない場合を除く））、線路敷 ※ 調整池は用途廃止される場合があるため、適用外とする。

新発田市建築基準法施行細則 第18条に関する取扱い

川（川幅が4m以上のものに限る。）と規定しているが、下図のとおり、水路幅と赤道幅を合計し、道路と同様に4m以上確保できていれば、川幅が4mを有していなくても、角敷地の適用を可とする

